

地 基 メ 第 2 号
安 衛 推 協 第 5 8 号
平 成 3 0 年 4 月 2 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長

】 殿

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
理 事 長 諸 橋 省 明
(公 印 省 略)

一 般 財 団 法 人 地 方 公 務 員 安 全 衛 生 推 進 協 会
理 事 長 松 永 邦 男
(公 印 省 略)

平成 30 年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により事業者の責務とされており、また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）により、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされ、民間企業と同様、地方公共団体においても各任命権者において適切なメンタルヘルス対策の実施が求められているところです。

このように、メンタルヘルス対策への社会的関心が高まっており、加えてメンタルヘルス対策の実施は公務災害の防止にもつながることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援することとしました。

つきましては、別添のとおり、事業概要をお送りしますので、積極的な活用をお願いいたします。